

姫路市手話言語条例の改正を求める決議

平成23年に障害者基本法の改正により、手話は言語として位置付けられ、さらに平成28年4月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されたことに伴い、本市においても平成29年に姫路市手話言語条例が制定された。

その後、障害者差別解消法が改正（以下「改正法」という。）され、令和6年4月からは事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されたが、それに伴う本条例の改正がなされていないため、本条例においても、改正法が目指す「障害のある人もない人も共に生きる社会（共生社会）」の実現をより強く推進していく必要がある。

なお、本条例には、手話の普及及び手話が使用しやすい環境整備のための施策の実施は市の責務であることや、市長は、事業実施に当たって、ろう者等の関係者の意見を聴く必要があることを規定している。

そのため、本条例は議員立法により制定されたものであるが、姫路市議会としては、本条例の改正に当たっては、市長からの提案を行うほうが適当であるため、速やかに改正法に対応した本条例の改正案の上程を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和7年6月30日

姫 路 市 議 会